

岩倉市子育て支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市民プラザの設置及び管理に関する条例（平成21年岩倉市条例第28号。以下「条例」という。）第4条第2号に規定する子育て支援センター（以下「センター」という。）の事業を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 条例第5条第2項の事業を行うため、センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 子育て支援員
- (3) その他必要な職員

(職員の職務)

第3条 前条に定める職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) センター長は、センターの業務を掌理し、職員を指揮監督する。
- (2) 子育て支援員は、センターの業務に従事する。

(関係機関との連携)

第4条 事業の実施に当たっては、保育園、児童館、保健センター、児童相談センター、保健所、民生委員・児童委員等と連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるように努めなければならない。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

(岩倉市保育園地域子育て支援事業実施要綱の廃止)

2 岩倉市保育園地域子育て支援事業実施要綱（平成9年8月1日施行）は、廃止する。